

「住まう」に、寄りそう。



全宅管理

なりたい私に、一步前進。

1日で必ずものにする。

合格率
UP!

11/15^日 試験合格に向けた

今年が新法施行前のラストチャンス

賃貸不動産 経営管理士 講習 2020

法業について

2020年3月に閣議決定された「賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律案」において、賃貸住宅管理業者は「国土交通大臣への登録が義務化」され、同登録業者は「業務管理者の配置」と「管理受託等契約締結前の重要事項説明」が義務付けられる事になっており、当協議会は、賃貸不動産経営管理士が業務管理者の役割を担うよう強く働きかけています。

賃貸不動産経営管理士 講習とは…

本講習は賃貸管理のプロフェッショナル『賃貸不動産経営管理士』資格の取得に向けた学習の場であり、賃貸住宅管理業務に必要な専門知識の習得と実務能力を高めるための講習です。

！受講のメリット

5問
免除!

昨年の修了者、約2人に1人が合格

試験問題50問のうち5問が免除される事により、一般の受験者（昨年の一般合格率は36%）に比べて合格率が高くなります。

誰でも
受講可能!

全ての方に開かれた、試験合格への近道

本講習には受講要件はありません。賃貸住宅管理業や宅地建物取引業に従事していない方でも受講が可能です。

カリキュラム

①②③を行うことが、修了要件となります

- ① 事前学習（公式テキストを使用した、概ね2週間の自宅学習）
- ② 講習（映像と公式テキストによるスクーリング）
- ③ 確認テスト

受付 8:50～
講義 9:00～17:30

賃貸管理総論、管理業務の受託、借主の募集、
管理実務、賃貸業への支援業務、確認テスト等

申込方法

インターネットによる申込

受講料

18,150円(税込)（テキスト代別）

令和2年9月2日（水）

千葉県不動産会館 3階大会議室

9:00～17:30（当日受付開始8:50）

〒260-0024 千葉市中央区中央港1-17-3

定員数：75名

※講習の詳細、申込は全宅管理ホームページを参照願います

全宅管理 で検索 🔍

【お問い合わせ先】（委託業者 株日建学院）

賃貸不動産経営管理士講習お問い合わせセンター

電話でのお問い合わせ：0120-243-229（受付時間：平日10時～17時）

※緊急事態宣言中は、10:30～15:30

メールでのお問い合わせ：chinkan@mxl.ksknet.co.jp